関係各位

## 日ペルーEPA発効の際の「明らか物品」に対する 原産地証明の取扱いについて

日ペルーEPA(経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定)については、本年 12 月9日に我が国の国会承認が行われました。今後の発効に際しまして、従来、一般特恵税率が適用されていた品目のうち、ペルー協定に基づく特恵税率(以下「ペルー税率」)が一般特恵税率以下の品目は、一般特恵税率の適用対象から除外されることとなります。かかる品目についてペルー税率を適用した申告を行う場合には、一般特恵のいわゆる「明らか物品」に関しても、課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、ペルー協定に基づく原産地証明が必要となりますので、ご留意願います。

輸入申告の際に原産地証明が税関に提出できない場合の取扱いについては、これまでのEPA発効の際に実施した「明らか物品」に対する特別な措置は行わず、早期に業界通知を行うことで、<u>原則どおりの取扱い</u>(提出猶予の申出を行った上で、輸入許可前引取りにより貨物を引き取り、後日、原産地証明を提出)を行うこととなります。

御質問等ございましたら、下記お問合わせ先まで御連絡願います。

(お問合せ先)

門司税関 業務部原産地調査官部門 TEL 050(3530)8369/FAX 093(332)8397